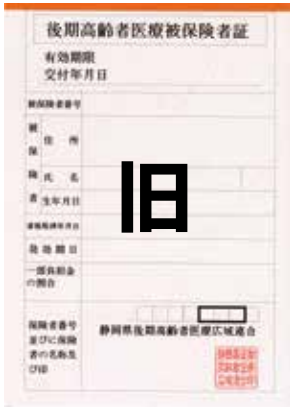


「オレンジ色」から「藤色」の新しい保険証に

8月1日
から

後期高齢者医療被保険者証が
新しくなります

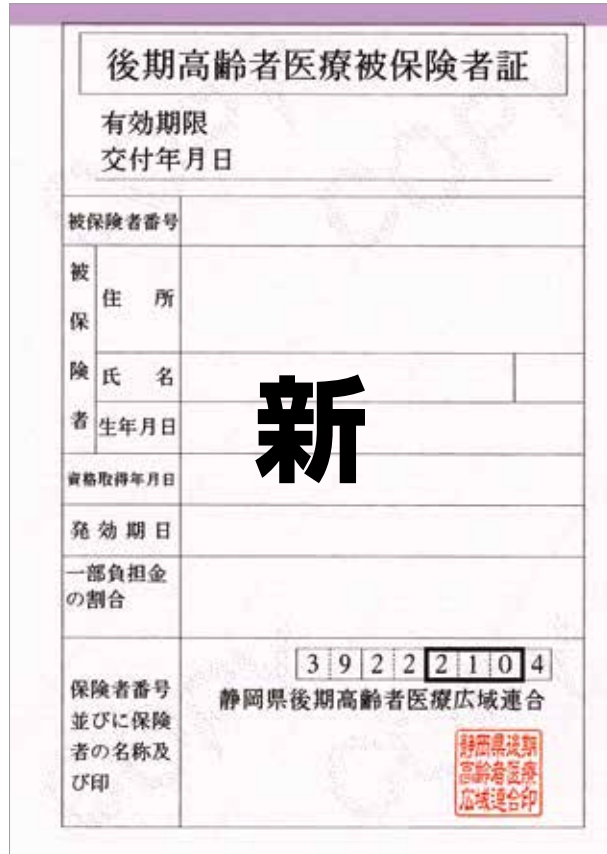
現在の「オレンジ色」の保険証は7月31日が有効期限です。
8月1日からは、自宅に郵送される「藤色」の保険証を使用してください。



旧

有効期限（7月31日）を過ぎた保険証は使用できません。細かく判断するなど、個人情報取扱いに注意し、処分してください。

オレンジ色の古い保険証は



新

新しい保険証は
自宅へ郵送しま
す

8月1日から使
用できる藤色の保
険証は「黄色の封
筒」で7月中に郵
送します。



▲保険証が封入される封筒

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）及び限度額適用認定証（限度証）をお持ちの人へ

認定証も8月1日から新しいものになります。交付対象者には、新しい認定証を7月中に郵送します。

※保険証など更新のための手続は必要ありません。

※保険証と認定証は別々に郵送します。

問合せ

国保年金課高齢者医療担当

☎(55)2754

☎(51)2521

令和2・3年度

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、毎年8月に決定し、被保険者に通知します。保険料は、医療費や現役世代との人口のバランスなどを考慮し、2年に1度改定されます。

令和2・3年度の保険料は、左記のように計算されます。

1年間の保険料の計算方法

保険料 (限度額64万円)
均等割額 4万2,100円
+
所得割額 (前年の総所得金額等-33万円) × 8.07%

※被保険者の資格を取得した日の前日に、会社の健康保険などの被保険者保険の被扶養者だった人は、所得割額はかからず、資格取得日から2年間は均等割額が5割軽減されます。また、保険料均等割の軽減措置の特例も見直されます。

詳しくは、7月に保険証と一緒に郵送する説明書をご覧ください。